

M I C S マルチメディア通信網サービス  
インターネット接続サービス

mics@DSL(S型)サービス契約約款

2006年8月1日

ミクスネットワーク株式会社



第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第2章 サービス品目及び区域	2
第4条 (DSLサービスの品目)	2
第5条 (DSLサービスの区域)	2
第3章 契約	2
第6条 (契約の単位)	2
第7条 (契約申込の方法)	2
第8条 (契約申込の承諾)	2
第9条 (最低利用期間)	2
第10条 (契約事項の変更)	3
第11条 (契約回線の一時中断)	3
第12条 (利用の休止)	3
第13条 (権利譲渡の禁止)	3
第14条 (契約者の地位の承継)	3
第15条 (契約者の氏名等の変更の届出)	3
第16条 (付加機能の提供)	3
第17条 (付加機能の一時中断)	3
第18条 (特定協定事業者との契約)	4
第19条 (契約者が行う契約の解除)	4
第20条 (MICSが行う契約の解除)	4
第4章 DSL機器	4
第21条 (DSLサービス契約者へのDSL機器の提供等)	4
第22条 (DSL機器に異常が生じた場合の処置)	4
第23条 (DSLに異常がある場合の検査)	4
第5章 回線相互接続	5
第24条 (自営電気通信設備の接続)	5
第25条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)	5
第26条 (他社回線の接続)	5
第27条 (他社回線接続の変更)	5
第28条 (他社回線接続の廃止)	5
第6章 利用中止及び利用停止	5
第29条 (利用中止)	5
第30条 (利用停止)	5
第7章 通信	6
第31条 (通信の条件)	6
第32条 (通信利用の制限等)	6
第8章 料金等	6
第1節 料金及び工事に関する費用	6
第33条 (料金及び工事に関する費用)	6
第2節 料金等の支払	7
第34条 (定額利用料等の支払義務)	7
第35条 (工事費の支払義務)	7
第36条 (料金等の減免)	7
第3節 料金の計算及び支払	7
第37条 (料金の計算方法等)	7
第38条 (課金開始日)	8
第39条 (料金等の支払い)	8

第4節 割増金及び延滞	8
第40条 (割増金)	8
第41条 (延滞利息)	8
第5節 端数処理	8
第42条 (端数処理)	8
第9章 保守	8
第43条 (MICSの維持責任)	8
第44条 (契約者の維持責任)	8
第45条 (DSLサービス契約者の切分責任)	8
第46条 (修理又は復旧の順位)	8
第47条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)	9
第10章 損害賠償	9
第48条 (責任の制限)	9
第49条 (免責)	9
第11章 雑則	9
第50条 (承諾の限界)	9
第51条 (利用に係る契約者の義務)	9
第52条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)	10
第12章 付帯サービス	10
第53条 (IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等)	10
料金表	10
第1表 DSLサービス料金	11
第2表 機器使用料またはお買い上げ料	11
第3表 初期費用	12
第4表 工事に関する費用	12
第5表 付加機能利用料	12
第6表 追加手数料	13
第7表 付帯サービス料金表	13
別表1 新聞社等の基準	14
別表2 自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件	14
別表3 協定事業者	14
別表3の1 特定協定事業者	14
別表4 DSLサービスにおける基本的な技術的事項	14
別表5 技術資料項目	14
附則	14
附則(平成13年7月1日)	14
附則(平成14年12月15日)	14
附則(平成16年2月1日)	14
附則(平成18年5月25日)	14

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

ミクスネットワーク株式会社(以下「MICS」といいます)は電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条及び同法第31条の4並びに電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第19条の2及び第21条の2の規定に基づき、このマルチメディア通信網サービスのS型サービス(以下DSLサービスといいます。)を提供します。

2 前項のほか、MICSは、DSLサービスに附帯するサービス(MICSが別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

### 第2条 (約款の変更)

MICSは、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.マルチメディア通信網	MICSが設置する主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4.DSLサービス	MICSのDSLサービス取扱所に設置されている交換設備と契約の申込者が指定する場所に設置されているDSL機器等との間を特定協定事業者が提供するDSL回線経由でMICSの光ファイバー網による回線にて接続して、インターネットプロトコルによる相互接続通信を提供するマルチメディア通信網サービス
5.DSLサービス取扱所	DSLサービスを提供するためにMICSの電気通信設備が設置されている事業所
6.所属DSLサービス取扱所	そのDSLサービスに関する契約事務を行うDSLサービス取扱所
7.取扱所交換設備	DSLサービス取扱所にMICSが設置する交換設備
8.DSLサービス契約	MICSからDSLサービスの提供を受けるための契約
9.DSLサービス契約者	MICSとDSLサービス契約を締結している者
10.契約者回線	DSLサービス契約に基づいて、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間で設置される電気通信回線
11.収容DSLサービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているDSLサービス取扱所
12.ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)等によって割り当てられる名称
13.IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス。IPアドレスは財団法人日本インフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)等によって割り当てます。
14.相互接続点	MICSとMICS以外の第1種電気通信事業者(事業法第9条第1項の許可を受けたものをいいます。以下同じとします。)又は第2種電気通信事業者(事業法第22条第1項の届出をした者又は事業法第24条第1項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第38条の2第6項若しくは第8項又は第38条の3第1項、第3項若しくは第5項の規定に基づきMICSがMICS以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15.協定事業者	MICSと相互接続協定を締結している第1種電気通信事業者又は第2種電気通信事業者別

	表3に掲げる者
16. 特定協定事業者	協定事業者のうち別表3の1に掲げる者
17. インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する第1種電気通信事業者又は第2種電気通信事業者
18. 外部インターネット	協定事業者が提供する通信回線を介して接続されるマルチメディア通信網外部のインターネット通信網又はそのインターネット通信網サービス
19. 契約者回線等	契約者回線 相互接続点(この欄の(3)に規定するものを除きます。) インターネット接続事業者との相互接続点 その他MICSが必要により設置する電気通信設備
20. 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、DSL機器以外のもの
21. DSL機器	MICSが貸与又は契約者が設置する電気通信設備等
22. 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び回線端末等の接続の技術基準
23. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 サービスの品目及び区域

### 第4条 (DSLサービスの品目)

DSLサービスには届出料金表に規定する、種類、品目及び通信の態様による細目があります。

### 第5条 (DSLサービスの区域)

MICSは、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、DSLサービスの需要と供給の見込み等を考慮してDSLサービス区域を設定します。

2 MICSはDSLサービス区域をMICSにおいて閲覧に供します。

## 第3章 契約

### 第6条 (契約の単位)

MICSは、1の契約者識別符号(DSLサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、DSLサービス契約に基づいて契約者に割り当てるものをいいます。以下同じとします。)につき1のDSLサービス契約を締結します。この場合、DSLサービス契約者は、1のDSLサービス契約につき1人に限ります。

### 第7条 (契約申込の方法)

DSLサービス契約の申込をするときは、必要事項を記入した当社所定の契約申込書を所属DSLサービス取扱所に提出していただきます。

### 第8条 (契約申込の承諾)

MICSは、DSLサービス契約の申込があったときは、これを承諾するものとします。

2 申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、MICSが必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

3 MICSは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、DSLサービス契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約申し込み者がDSL回線について特定協定事業者と契約締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) DSLサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) DSLサービス契約の申込者がDSLサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) DSLサービス契約の申込者が第30条(利用停止)に該当するとき。
- (5) DSLサービスの申込書にことさらに虚偽の事実を記載したとき。
- (6) そのDSL回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申し込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しない時。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第9条 (最低利用期間)

DSLサービスの最低利用期間については、1年間未満とし、届出料金表に定めるところによります。契約者は前項の最低利用期間内にDSLサービスの解除があった場合、当社が定める期日までに、残

余の期間に対応する定額利用料に相当する額を一括して支払っていただきます。

#### 第10条(契約事項の変更)

DSLサービスの契約事項のうち、届出料金表に定める種類の変更の場合は、利用契約をいったん解約して、新たに利用契約を申し込んでいただきます。

#### 第11条(契約回線の一時中断)

MICSは、DSLサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### 第12条(利用の休止)

MICSは、DSLサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の休止(再利用をする事を条件に契約者回線及び当社の設置したDSL機器の撤去をする事。)を行います。

2 前項の期間は6ヶ月を限度とします。この期間の経過後1ヶ月を過ぎても再開の申し出がない場合は、その時点でDSLサービス契約は解除されたものとします。

3 契約者はMICSが利用休止のためにMICSが設置したDSL機器の撤去、再利用時のDSL機器の設置、特定契約事業者への工事等当該発生費用を負担いただきます。

#### 第13条(権利譲渡の禁止)

DSLサービス契約者がDSLサービス契約に基づいてDSLサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### 第14条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併によりDSLサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属DSLサービス取扱所に速やかに届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 DSLサービス契約者の地位承継の届出があったときは、当社は、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### 第15条(契約者住所移転に伴う変更の届出)

契約者は住所、電話番号、その他MICSに届け出ている内容に変更が生じた場合には、MICS所定の方法により速やかに届け出るものとします。

2 契約者が住所を移転する場合で、その移転先においてMICSがDSLサービスを提供している地域である場合は、契約者は新たに工事費用を支払うことにより、移転先においてDSLサービスを継続することを申し込むことが出来ます。

3 前項の申し込みに対して、この約款の契約に関する規定が準用されたものとします。但し、当該契約者は新たに初期費用を支払う事を要しません。

4 契約者が住所を移転する場合で、前項の申込をしない場合、もしくはその移転先においてDSLサービスを提供していない地域である場合、当該契約者、この約款に従い、契約解除手続きをとることとします。

5 前項の契約の解除申込みがなされず、もしくは契約の解除申込みが遅れたことにより、当該契約者の契約の解除が遅れた場合でも、当該契約者は、契約の解除までに発生する当社に対する料金等の債務の全額を支払うものとします。

#### 第16条(付加機能の提供)

MICSは、DSLサービス契約者から請求があったときは、そのDSLサービス契約について届出料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

2 MICSは、付加機能に係るDSLサービス契約が解除されるとき、その契約に係る付加機能契約を解除します。

#### 第17条(付加機能の一時中断)

MICSは、付加機能を利用しているDSLサービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

#### 第18条(特定協定事業者との契約)

契約者がDSLサービスの提供を受けるためには、MICSのほかに別途指定する特定協定事業者と契約し、回線使用料等の代金の支払をしていただく必要があります。

2 前項の契約をしていただけない場合は、もしくは前項の契約が終了した場合、MICSはDSLサービス利用契約の申込を拒絶し、もしくは契約を解除することができます。

3 MICSは、契約者の便宜のためもしくは特定協定事業者等との取り決めにより、契約者から特定協定事業への契約

申込受付手続き、代金の支払い、その他手続き等について、これを代行等することがあります。

- 4 前項の規定によりMICSによる代行等がなされた否かにかかわらず、契約者との特定協定事業者との契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務(損害賠償請求権を含む)その他一切のトラブルについて当社は何ら責任を負いません。

#### 第19条(契約者が行う契約の解除)

DSLサービス契約者は、DSLサービス契約を解除しようとするときはそのことをあらかじめ所属DSLサービス取扱所に書面により通知していただきます

#### 第20条(MICSが行う契約の解除)

MICSは、契約者からその契約に係るDSL回線について契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この契約は解除します。

ただし、契約者がDSL回線に係る契約の解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その契約者から契約を継続したい旨の申し出があったときは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、MICSは、契約者とその契約に係るDSL回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一のものでないことについて、その事実を知ったとき、この契約を解除することがあります。

- 3 電気通信回線の光化等、MICSまたは契約者の責めに帰すべからざる事由によりMICSの電気通信回線設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でDSLサービスができないとき。

- 4 MICSは、第30条(利用停止)の規定によりDSLサービスの利用停止をされたDSLサービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、DSLサービス契約を解除することがあります。

- 5 MICSは、DSLサービス契約者が第30条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がMICSの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、DSLサービスの利用停止をしないでそのDSLサービス契約を解除することがあります。

- 6 MICSは、各項の規定により、そのDSLサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめDSLサービス契約者にそのことを通知します。

## 第4章 DSL機器

#### 第21条(DSLサービス契約者へのDSL機器の提供等)

MICSは、DSLサービス契約者から請求があったときは、DSL機器を届出料金表に定めるところによりDSL機器を提供します。

- 2 契約者又はMICSは、契約者が指定する場所において契約者の自営電気通信設備とDSL機器を契約に基づき接続するものとします。

- 3 DSL機器は当社が指定し、その機器以外は接続できません。

- 4 MICSが契約に基づきMICSが提供したDSL機器に必要な電気は、DSLサービス契約者から提供していただきます。またMICSが契約に基づき設置する契約者回線設置に伴い電気が必要な場合はDSLサービス契約者に提供していただきます。

- 5 DSLサービス契約者は加入契約が解除されたときは、MICSが提供したDSL機器をMICSに返還するものとします。

#### 第22条(DSL機器に異常が生じた場合の措置)

DSLサービス契約者は、MICSが提供したDSL機器の利用につき次のことを守るものとします。

(1)MICSの承諾がある場合を除き、DSL機器の移動、取りはずし、変更、分解又は損壊をしないこと。

(2)DSL機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。

- 2 DSLサービス契約者は、DSL機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

- 3 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する業者がその原因を調査し、及び当該装置の修理を行うものとします。

- 4 第2項の故障がDSLサービス契約者の責に帰すべき事由により生じたとき又はお買い上げを戴いたDSL機器、当該故障の調査及び修理に関して要した費用は、DSLサービス契約者に負担していただきます。

- 5 第3項の調査の結果、DSL機器に故障がないことが明らかとなったときは、DSLサービス契約者は、MICSに対し当該調査に関して要した費用を支払うものとします。

#### 第23条(DSL機器に異常がある場合の検査)

MICSは、契約者回線に接続されているDSL機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、DSLサービス契約者に、そのDSL機器の接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、DSLサービス契約者は正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、MICSの係員は、所定の証明書を提示します。

- 3 第1項の検査を行った結果、DSL機器が別表2の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、DSLサービス契約者は、そのDSL機器を契約者回線からとりはずしていただきます。
- 4 DSLサービス契約者はMICSに対して当該調査に要した費用は支払うものとします。

## 第5章 回線相互接続

### 第24条(自営電気通信設備の接続)

DSLサービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載したMICS所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 MICSは、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1)その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2)その接続によりMICSの電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 MICSは、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、MICSの係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 DSLサービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6 DSLサービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 7 DSLサービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、MICSに通知していただきます。
- 8 DSLサービス契約者はMICSに対して当該調査に要した費用は支払うものとします。

### 第25条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第23条(DSL機器に異常がある場合の検査)の規定に準じて取り扱います。

### 第26条(他社回線の接続)

DSLサービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線とMICS以外の第1種電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。 )との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載したMICS所定の書面をMICSに提出していただきます。

- 2 MICSは、前項の請求があったときは、その接続に関し、その第1種電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

### 第27条(他社回線接続の変更)

DSLサービス契約者は前条において届け出た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨をMICSに通知するものとします。

### 第28条(他社回線接続の廃止)

DSLサービス契約者は第26条(他社回線の接続)の規定により届け出た内容を廃止しようとするときは、速やかにその旨をMICSに通知するものとします。

## 第6章 利用中止及び利用停止

### 第29条(利用中止)

MICSは、次の場合には、DSLサービスの利用を中止することがあります。

- (1)MICSの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2)第32条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 MICSは、前項の規定によりDSLサービスの利用を中止するときは、予めそのことをDSLサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第30条(利用停止)

MICSは、DSLサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内でMICSが定める期間、そのDSLサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったDSLサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、

その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのDSLサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第51条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線に、DSL機器、自営電気通信設備、他社回線又はMICSの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線をMICSの承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 第23条(DSL機器に異常がある場合の検査)若しくは第25条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反してMICSの検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表2の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないDSL機器若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

- 2 MICSは、前項の規定によりDSLサービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間をDSLサービス契約者に通知します。

## 第7章 通信

### 第31条(通信の条件)

DSLサービスのDSL回線から収容DSLサービス取扱所に接続して行う通信は、MICSが別に定めるところに従って契約者識別符号及びDSLモデム識別符号を送信することにより行うことができます。

### 第32条(通信利用の制限等)

MICSは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(MICSがそれらの機関との協議により定めたもの)に限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者により予め設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### 第33条(料金及び工事に関する費用)

MICSが定めるDSLサービスの料金及び工事に関する費用は、届出料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づきMICSが別に定める料金とします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### 第34条(定額利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいてMICSが契約者回線又はDSL機器若しくは付加機能の提供を開始した日から起算して、契約の解除又はDSL機器若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する料金(以下この条において「定額利用料等」といいます。)の支払を要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりDSLサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、次によります。
- (1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払を要します。
- (2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払を要します。
- (3)前2号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、DSLサービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのDSLサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合で協定事業者または特定協定事業者の原因によらない場合に、そのことをMICSが知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことをMICSが知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDSLサービスについての定額利用料金等
2 第12条(利用休止)の規定による利用の休止期間が発生したとき。	利用の休止を開始した日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのDSLサービスについての定額利用料金等

- 3 MICSは、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

- 4 MICSは特殊な場合を除き、原則として契約者に対し、請求書の発行は行わないものとします。

### 第35条(工事費の支払義務)

DSLサービス契約の申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、DSL契約者は、MICSが別に定める工事費に係る料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、MICSは、その工事費を返還します。

- 2 DSLサービス契約の解除等によりMICSが設置した電気通信設備等の撤去を行う場合は、DSLサービス契約者は、MICSが別に定める工事費に係る料金表に規定する工事費の支払いを要します。
- 3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、第1項の規定にかかわらず、サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、MICSが別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第36条(料金等の減免)

MICSは、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定に関わらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

- 2 MICSは、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のMICSに掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

## 第3節 料金の計算及び支払い

### 第37条(料金の計算方法等)

MICSは、DSLサービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は(以下この条において「定額利用料等」といいます。) 暦月 に従って計算します。

- 2 MICSは、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割りします。
- (1)暦月の初日以外の日にDSLサービスの提供の開始(付加機能又はDSL機器の提供についてはその提供開始)があったとき。
- (2)暦月の初日以外の日にDSLサービス契約の解除(付加機能又はDSL機器の提供についてはその廃止)があったとき。
- (3)暦月の初日にDSLサービスの提供の開始(付加機能又はDSL機器の提供についてはその提供開始)を行い、その日にその契約の解除(付加機能又はDSL機器についてはその廃止)があったとき。この場合の利用日数は1日とみなします。
- (4)暦月の初日以外の日に付加機能の変更等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の定額利用料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5)第34条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 第2項の規定による定額利用料等の日割りは暦日数により行います。この場合、第39条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

す。

### 第38条(課金開始日)

DSLサービスの利用料金の開始日は、DSLサービス契約に基づき、契約者回線の電気通信設備の設置した、その翌日をもって契約サービスの開始日とし、その日を課金開始日とします。

### 第39条(料金等の支払い)

DSLサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、MICSが定める期日までに、MICS又はMICSが指定する金融機関等において支払っていただきます。もしくはMICSが指定するクレジットカードの範囲内であつて契約者が指定するクレジットカードで、クレジット会社の規約に基づき、お支払いいただきます。ただし、料金表に特段の支払いを方法の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

## 第4節 割増金及び延滞利息

### 第40条(割増金)

DSLサービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、MICSが別に定める方法により支払っていただきます。

### 第41条(延滞利息)

DSLサービス契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金としてMICSが別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第5節 端数処理

### 第42条(端数処理)

MICSは、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第9章 保守

### 第43条(MICSの維持責任)

MICSは、MICSの設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

### 第44条(契約者の維持責任)

DSLサービス契約者は、その契約者回線に接続されているDSL機器又は自営電気通信設備を、別表2の技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

### 第45条(DSLサービス契約者の切分責任)

DSL契約者は、DSL機器又は自営電気通信設備(MICSが別に定めるところによりMICSと保守契約を締結しているDSL機器又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が契約者回線に接続されている場合であつて、契約者回線その他MICSの電気通信設備を利用することができなくなったときは、そのDSL機器又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、MICSに修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、DSLサービス契約者から請求があったときは、MICSは、MICSにおいてMICSが別に定める方法により試験を行い、その結果をDSLサービス契約者にお知らせします。

3 MICSは、前項の試験によりMICSが設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、DSLサービス契約者の請求によりMICSの係員を派遣した結果、故障の原因がDSL機器又は自営電気通信設備にあったときは、DSLサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第46条(修理又は復旧の順位)

MICSは、MICSの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定によりMICSがそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
-----	----------------

1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

**第47条(修理又は復旧の場合の暫定措置)**

MICSは、MICSの設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容DSLサービス取扱所を変更することがあります。

**第10章 損害賠償****第48条(責任の制限)**

MICSは、DSLサービスを提供すべき場合において、協定事業者または特定協定事業者の理由でなく、MICSの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのDSLサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備により全ての通信が著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度)として、24時間以上その状態が連続したときに限り、DSLサービス契約者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、MICSは、DSLサービスが全く利用できない状態にあることをMICSが知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDSLサービスに係る別に定める料金表に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第37条(料金の計算方法等)第3項及び第42条(端数処理)の規定に準じて取り扱います。
- 第1項の場合において、MICSの故意又は重大な過失によりDSLサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

**第49条(免責)**

MICSは、DSLサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、DSLサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- MICSは、この約款等の変更によりDSL機器又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、別表技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備変更に伴う技術的条件規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されているDSL機器又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、MICSは、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

**第11章 雑則****第50条(承諾の限界)**

MICSは、DSLサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等MICSの業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

**第51条(利用に係る契約者の義務)**

MICSは、DSLサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、DSLサービス契約者が所有若しくは占

有する敷地、家屋、構築物を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとします。

2 DSLサービス契約者は、MICS又はMICSの指定する業者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため設備に係る敷地、家屋、構築物への立ち入りを求めた場合は、協力をするものとします。

3 DSLサービス契約者は、MICSから発行されたアカウント名及びパスワードの管理の責任を負うものとします。アカウント名及びパスワードを忘れた場合は、速やかにMICSに届け出るものとします。

4 DSLサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) DSLサービス契約者は、違法に、又は公序良俗に反する態様においてDSLサービスを利用しないこととし、DSLサービスにおいて文章、写真、ソフトウェア等を公開する場合には、第三者の著作権、その他権利を侵害しないものとします。

(2) MICSがDSLサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はDSL機器若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4) MICSが業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、MICSがDSLサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) MICSがDSLサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

5 DSLサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を忘失し、又はき損したときは、MICSが指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第52条(技術的事項及び技術資料の閲覧)

DSLサービスにおける基本的な技術的事項は、別表4のとおりとします。

2 MICSは、MICSのDSLサービス取扱所において、DSLサービスを利用するうえで参考となる別表4の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

## 第12章 附帯サービス

#### 第53条(IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等)

MICSは、DSLサービス契約者から請求があったときは、MICSが別に定めるところにより、そのDSLサービス契約者に代わってJPNICまたはJPRS等にその契約者回線で使用されるIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、DSLサービス契約者は、JPNICまたはJPRS等に対して支払いを要することとなる金額についてMICSが代位弁済することを承諾していただきます。

2 前項の場合、DSLサービス契約者は、MICSが別に定めるところにより、料金表(申請手続き代行料等)に規定する手数料を支払っていただきます。

3 MICSは一部のサービスにおいて、MICSの指定するドメイン名を使用していただきます。

4 MICSが貸与したIPアドレス以外はMICSのDSLサービスに利用することが出来ません。

5 MICSが貸与したIPアドレスはJPNICより当社が借用しているため、JPNIC及びMICSの事情により変更する事があります。IPアドレス変更による契約者側で発生した費用についてMICSは負担致しません。

6 MICSが貸与したIPアドレスはMICSとの契約が解除された時は返却していただきます。

## 料金表

### 通則

(料金表の適用)

1. DSLサービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、電気通信事業施行規則第19条の2に基づきMICSが別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2. 当社は、DSLサービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(消費税表示について)

3. この料金表に係る料金及び工事に関する費用について支払いを要する額は、料金表に規定する額とする。料金表は「総額表示方式」(消費税相当を加算した額)とします。

(料金等の臨時減免)

4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(最低利用期間)

5. 当社は、DSLサービスの動的IP付与サービスは3ヵ月間、固定IP付与サービスは1年間の最低利用期間を設定させて戴きます。最低利用期間内に解約の申し込みがなされても、期日までの利用料金を支払って戴きます。

### 第1表 DSLサービス料金

#### 1. 適用

DSLサービス契約の料金は、種類、品目別に定める定額利用料金を適用する。

#### 2. 定額利用料

種類	品目	区分	単位	料金額
個人	MICS @DSL1.5	電子メール利用料(1の電子メールアドレスおよび電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間3ヶ月) ホームページ蓄積容量100MB DSL機器にDHCPによるグローバルIPアドレス1個 網内利用料金および網外従量利用料金は定額利用料金に含まれます。	1の契約者識別符号ごとに月額	2,079円
	MICS @DSL8.0	電子メール利用料(1の電子メールアドレスおよび電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間3ヶ月) ホームページ蓄積容量100MB DSL機器にDHCPによるグローバルIPアドレス1個 網内利用料金および網外従量利用料金は定額利用料金に含まれます。	1の契約者識別符号ごとに月額	3,675円
ビジネス	Business @DSL1.5	電子メール利用料(2の電子メールアドレスおよび電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間3ヶ月) ホームページ利用料(ホームページ蓄積容量100MB) グローバルIPアドレス固定8個(DSL機器等に3個、クライアントに5個) 網内利用料金および網外従量利用料金は定額利用料金に含まれます。	1の契約者識別符号ごとに月額	12,600円
	Business @DSL8.0	電子メール利用料(2の電子メールアドレスおよび電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間3ヶ月) ホームページ利用料(ホームページ蓄積容量100MB) グローバルIPアドレス固定8個(DSL機器等に3個、クライアントに5個) 網内利用料金および網外従量利用料金は定額利用料金に含まれます。	1の契約者識別符号ごとに月額	25,200円
備考		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本サービスの通信速度は規格上の最高速度であり、特定協定事業者交換所からの距離やケーブル品質により規格通りの速度が出ない場合があります。</li> <li>2. 回線利用料は特定協定事業者との契約により必要です。</li> <li>3. 申込者は当社が指定するDSL機器等(DSLモデム及びスプリッタ)を別途準備する必要があります。</li> <li>4. 本サービスに係る通信は、申込者が設置されたDSL機器等と特定協定事業者が提供するDSL回線経由、当社の光ファイバー網と相互接続点、NSPIXPとの接続点または分界点の間において行うことができます。 この場合において、当社は相互接続点、NSPIXPとの接続点または分界点を介して接続している電気通信設備および特定協定事業者内の電気通信設備の品質を保証するものではありません。</li> </ol>		

### 第2表 機器使用料または機器お買い上げ料

#### 1. 適用

DSLサービス契約に係るDSL回線に接続するDSL機器の提供またはお買い上げに適用します。

#### 2. 機器使用料または機器お買い上げ料

種類	品目	区分	単位	料金額
個人	MICS @DSL1.5	DSL 機器 (スプリッタ、モデム)	1 台ごとに	月額利用料 525 円 または お買い上げ 15,750 円
	MICS @DSL8.0	DSL 機器 (スプリッタ、モデム)	1 台ごとに	月額利用料 525 円 または お買い上げ 31,500 円
ビジネス	Business @DSL1.5	DSL 機器 (スプリッタ、モデム)	1 台ごとに	月額利用料 525 円 または お買い上げ 15,750 円
	Business @DSL8.0	DSL 機器 (スプリッタ、モデム)	1 台ごとに	月額利用料 525 円 または お買い上げ 31,500 円
備考		DSL 機器は当社指定品のみご利用いただけます。		

### 第3表 初期費用

- 適用  
定額の初期費用を適用します。
- 初期費用

区分	単位	種類	料金額
MICSがDSLサービス契約の申込を承諾したとき	1のDSLサービス契約ごとに	個人サービス	10,500 円
		法人サービス	10,500 円

- MICSは、約款第38条(課金開始日)に規定する課金開始日以前に契約の申込みの解除があり、既に初期費用が支払われている場合は、初期費用をお返しします。
- 前項の場合を除き、MICSは、初期費用はお返ししません。

### 第4表 工事に関する費用

- 適用  
加入形態及び工事の種類により別途実費にて算出させていただきます。

### 第5表 付加機能利用料

- 適用  
付加機能別に定める定額料金を適用します。  
料金は月額で定額料金を請求し、途中でご利用開始または契約解除の場合でも月額利用料の全額支払いが必要です。
- 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
モバイル網接続機能	MICS モバイル	1 のマルチメディア通信網サービス契約に含める1のアクセスポイント(岡崎市内)接続サービス 加算額(同時接続パソコン1台ごと)	525 円
	+1 モバイル	1 のマルチメディア通信網サービス契約に含める1のモバイル網よりの IP 接続サービス 加算額(モバイル1回線ごとに同時接続パソコン1台毎)	315 円
	+AIR モバイル	1 のマルチメディア通信網サービス契約に含める1の定額料金モバイル網よりの IP 接続サービス 加算額(モバイル1回線ごとに同時接続パソコン1台毎)	1,050 円
電子メール機能		1 のマルチメディア通信網サービス契約に含める1の電子メールアドレスの他に契約者の請求に基づき電子メールを追加するサービス 基本額(当社が割り当てている、1の電子メールアドレス。(電子メール蓄積容量 100MB、メール保存期間3ヶ月ごとに月額)	315 円
		1の電子メールアドレスに係る電子メール蓄積容量を増加するサービス 加算額(追加電子メール蓄積容量 10MB ごとに月額)	1,050 円
機能 ↑ ホーム ページ		1のホームページアドレスに係るデータ蓄積容量を追加するサービス 加算額(追加データ蓄積容量 100MB ごとに月額)	1,050 円
備考	1. 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、その他当社の業務に遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している電子メール情報、ホームページ情報を消去する場合があります。この場合当社はあらかじめそのことを契約者に通知します。		

## 第6表 追加手数料

- 適用  
付加機能の追加、工事等による機能追加に定額料金を適用します。
- 追加手数料

区 分	単 位	料金額
法人手数料	1 契約ごと法人サービス開始時またはDSLサービス利用料品目の変更時に請求ごとに	10,500 円
追加手数料	付加機能に係る請求ごとに	1,050 円

## 第7表 付帯サービス料金表

(契約約款の適用)

- DSLサービスに関するIPアドレス又はJPドメイン名に係る申請手続きの代行等に関する費用はMICS約款第53条及び電気通信事業法施行規則第19条の2に基づき次のように定めます。

(費用)

- MICSは、DSLサービス契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」)または株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」)にその契約回線で使用されるIPアドレスの割当て若しくは返却又はJPドメイン名取得、変更若しくは廃止の手続き等を行います。MICSは、この申請手続き代行料を料金表として定めます。

(費用の代位弁済)

- DSLサービス契約者は、JPNICまたはJPRSに対して支払いを要することとなる金額について、MICSが代位弁済することを承諾していただきます。

(料金表等の変更)

- MICSは、料金表を変更することがあります。この場合には料金等は変更後の料金表によります。

(消費税表示について)

- この料金表に係る料金及び工事に関する費用について支払いを要する額は、料金表に規定する額とする。料金表示は「総額表示方式」(消費税相当額を加算した額)とします。

(IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続き代行等料金)

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

IPアドレス割当て申請手数料	1の申請ごとに	6,300円
ドメイン割当て申請手数料	1の申請ごとに	6,300円

(ドメイン維持管理料金)

区 分	単 位	料金額
ドメイン維持管理料	1のドメインごとに月額	1,050円

**別表1 新聞社等の基準**

区 分	基 準
1.新聞社	次の基準をすべて備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2.放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3.通信社	新聞社または放送事業者のニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送する為のニュースまたは情報(広告を除く)を供給する事を主な目的とする通信社。

**別表2 自営端末設備又は自営電気通新設備が適合すべき技術基準及び技術的条件**

区 分	技 術 基 準	技 術 的 条 件
DSLサービス	端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)	DSLサービスに係るDSL設備等の接続の技術的条件

**別表3 協定事業者**

1. 三菱電機情報ネットワーク株式会社
2. 西日本電信電話株式会社
3. KDDI株式会社
4. KMN株式会社
5. 株式会社東海デジタルネットワークセンター

**別表3の1 特定協定事業者**

1. 西日本電信電話株式会社
----------------

**別表4 DSLサービスにおける基本的な技術的事項**

物理的条件	ISO8877(8ピンモジュラコネクタ)に準拠
電気的条件	Ethernetバージョン2(10Base-T)準拠 Fast Ethernet(100BASE-TX)準拠

**別表5 技術資料項目**

1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
2 物理的条件
3 電気的特性
4 論理的接続条件
5 基本的な通信形態とインターフェイス
6 各種選択事項と付加機能

**附則**

附則(平成18年8月1日)

(実施期日)

1. この約款は、平成18年8月1日より実施します。



## ミクスネットワーク株式会社

〒444-2137 岡崎市藪田一丁目1番地5

電話:0564-25-5077(技術部)

電話:0564-25-2490(営業部)

FAX:0564-87-5941

mail:[info@catvmics.ne.jp](mailto:info@catvmics.ne.jp)

URL:<http://www.catvmics.ne.jp>

営業時間:9:00~18:00